

県外から出願する受験生の皆さんへ

(令和8年度版)

福島県教育委員会

○県外からの出願について

県外から福島県立高等学校へ出願する場合、出願手続の前に令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱（以下、「実施要綱」という。）に定めた「出願資格申請」が必要となります。（実施要項 P.6）

「出願資格申請」及びその後のWEB出願システムへの志願者基本情報の登録には時間を要します。

福島県立高等学校への出願を検討している場合は、早めに在籍（出身）中学校に相談し、「出願資格申請」を行ってください。

各選抜における「出願資格申請」の期間は次のとおりです。

・前期・連携型選抜

令和7年11月17日(月)午前9時から令和7年12月26日(金)午後4時まで

及び令和8年1月5日(月)午前9時から令和8年1月30日(金)午後4時まで

・後期選抜

令和8年3月9日(月)午前9時から令和8年3月17日(火)正午まで

・通信制の課程入学者選抜

令和7年11月17日(月)午前9時から令和7年12月26日(金)午後4時まで

及び令和8年1月5日(月)午前9時から令和8年3月26日(木)午後4時まで

○県外からの志願者の出願資格について

高等学校に入学を出願できるのは、次のいずれかに該当する者です。

- 1 「中学校」、「特別支援学校の中学部」若しくは「中等教育学校の前期課程」若しくは「義務教育学校」を卒業又は修了した者、あるいは卒業見込み又は修了見込みの者
- 2 中学校（「中学校」、「特別支援学校の中学部」若しくは「中等教育学校の前期課程」若しくは「義務教育学校」）卒業者と同等以上の学力があると認められる者

以下のいずれかに該当する場合は、県外から出願することができます。

1. 保護者とともに志願先の高等学校の通学区域に転居を予定している場合

(1) 出願の取扱い

転居先を証明することにより、転居先の市町村が属する通学区域内の高等学校に出願することができます。なお、出願時に転居していない場合でも、入学後に当該高等学校の通学区域内に転居することを証明することで出願することができます。

(2) 出願資格申請

在籍している中学校を経由して、志願先の高等学校長に連絡の上、「出願資格申請書」及び「保護者が志願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類」を提出してください。

2. 地域協働推進校等へ出願する場合（実施要綱 P.57）

(1) 出願の取扱い

当該高等学校の通学区域内に保護者に代わり志願者を監督、保護する者（以下「身元引受人」という。）が居住する場合において、県外から出願することができます。

【対象校】川俣高等学校、猪苗代高等学校、川口高等学校、南会津高等学校、只見高等学校

(2) 出願資格申請

在籍している中学校を經由して、志願先の高等学校長に連絡の上、「出願資格申請書」及び「身元引受人の住民票の写し（個人番号の記載がないもの）」を提出してください。

3. 東日本大震災により避難している場合（実施要綱 P.59）

(1) 出願の取扱い

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により県外に避難している場合、住民票の移動の有無に関わらず、震災発生時で保護者（身元引受人を含む。）が住民登録をしていた市町村の属する通学区域内の高等学校に出願することができます。

(2) 出願資格申請

在籍している中学校を經由して、志願先の高等学校長に連絡の上、「出願資格申請書」を提出してください。「出願資格申請書」の「備考」の欄に、震災発生時点の保護者の住所を記入します。

身元保証人のもとから出願する場合には、身元引受人の住民票の写し（個人番号の記載のないもの）を添付してください。

4. ふたば未来学園高等学校に出願する場合（実施要綱 P.58）

(1) 出願の取扱い

県内に身元引受人が居住する場合に出願することができます。

(2) 出願資格申請

在籍している中学校を經由して、志願先の高等学校長に連絡の上、「出願資格申請書」及び「身元引受人の住民票の写し（個人番号の記載がないもの）」を提出してください。

5. ふたば未来学園高等学校の連携型選抜に出願する場合（実施要綱 P.60）

(1) 出願の取扱い

県内に保護者（身元引受人を含む。）が居住する場合で、令和8年3月に中学校卒業見込の者で出願時に次の①・②に該当する者は、当該高等学校に出願することができます。

① J F Aアカデミー又はビクトリープログラムに参加している者

② 東日本大震災発生時に、双葉郡内に居住していたもの又は双葉郡内に保護者が居住していた者

(2) 出願資格申請

在籍している中学校を經由して、志願先の高等学校長に連絡の上、「出願資格申請書」及び実施要綱に示した書類を提出してください。

○出願手続

出願資格を有することを承認された志願者は、WEB出願システムにより出願手続を行います。

・WEB出願システムの利用については、志願先高等学校から中学校等に案内した後に、中学校等から志願者に志願者基本情報登録の案内文書を配付します。

・WEB出願システムの利用に関してのお問い合わせは、「志願者用マニュアル」等に掲載されている、「福島県立学校WEB出願ヘルプデスク」に御連絡ください。

※出願に必要な書類は、中学校を通して提出することになります。

※ 詳しい手続の方法や各種様式については「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」を、福島県立高等学校入学者選抜の情報については「がんばれ受験生！県立高校入試早わかり」をご覧ください。

「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」「がんばれ受験生！県立高校入試早わかり」

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/70057a/>

＜お問い合わせ先＞

福島県教育庁高校教育課
電話 024(521)7772